

資料2

尾島委員提出資料

第7回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成22年6月16日)

第7回 「建築基準法の見直しに関する検討会」テーマ別意見交換

テーマ その他の意見

(20100616)

社団法人日本設備設計事務所協会

会長 尾島 熊

その他の意見（追加意見）

・「設備技術者を法的に位置付ける」検討会の設置

我が国は、産業全体の1/3を占める建築分野のLCCO₂削減を実現する改正省エネ法の担当者は、国土交通省や経済産業省、厚生労働省、環境省等による規制を十分に理解し、新エネ・省エネ設備等を実際に設計している設備技術者です。

その設備技術者が、建築分野のLCCO₂削減に、権限と責任を持って取り組めるようとするための規制・制度改革は、地球温暖化防止を含む環境分野の成長戦略上、検討に値する重要な課題です。

本検討会では、建築界をはじめ10名の委員から「設備技術者を法的に位置付け、活用を検討するべき。」との意見が述べされました。

本検討会は、各界の方々で構成されています。この件を議論するに相応しい検討会だと思います。

馬淵副大臣も開会のご挨拶で「建築基準法の改正のみならず今後、建築行政全般に係わる法制度の整備に向けて、この場での議論が一助となることをお願いしたい。」と述べられました。この意向をくみ、「設備技術者を法的に位置付ける」法制度の整備に向けての議論となるように、是非とも委員の方々のご理解とご助言をお願いいたします。

また、「設備技術者を法的に位置付けることについては、別枠の検討会を設けて、早急に検討するべき。」ということを、本検討会の意見のまとめとして頂くことを切にお願いいたします。